

(その1)

収支報告書

会計	繰上	繰下	注		
④	④	ト	①	②	③

令和4年分
開催分

(

(ふりがな) とうきょうおがわじゅんやこうえんかい

1 政治団体の名称 東京小川淳也後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都港区芝2-8-1-702

宇都宮方

3 代表者の氏名 (姓) (名)
宇都宮 崇人

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
本田 正美

事務担当者の氏名

(姓) (名)
八代田 京子

(電話) 03-3508-7621

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

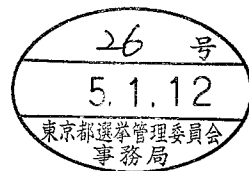
活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 小川 淳也
公職の種類	衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



0029

104040

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,517,734
(前年からの繰越額)	729,727
(本年の収入額)	788,007
支 出 総 額	270,152
翌年への繰越額	1,247,582

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	788,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	788,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	788,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	7	
	合 計	7	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	入谷浩之	1,000	R4/1/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
2	入谷浩之	1,000	R4/2/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
3	入谷浩之	1,000	R4/3/9	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
4	入谷浩之	1,000	R4/4/6	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
5	入谷浩之	1,000	R4/5/12	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
6	入谷浩之	1,000	R4/6/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
7	入谷浩之	1,000	R4/7/6	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
8	入谷浩之	1,000	R4/8/5	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
9	入谷浩之	1,000	R4/9/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
10	入谷浩之	1,000	R4/10/6	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
11	入谷浩之	1,000	R4/11/8	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
12	入谷浩之	1,000	R4/12/7	世田谷区南烏山3-12-1-T519	会社員		
13	(小計)	12,000					
14	鈴木敬三	1,000	R4/1/7	京都市上京区役人町260-501	会社員		
15	鈴木敬三	1,000	R4/2/7	京都市上京区役人町260-501	会社員		
	この頁の小計	14,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
16	鈴木敬三	1,000	R4/3/9	京都市上京区役人町260-501	会社員		
17	鈴木敬三	1,000	R4/4/6	京都市上京区役人町260-501	会社員		
18	鈴木敬三	1,000	R4/5/12	京都市上京区役人町260-501	会社員		
19	鈴木敬三	1,000	R4/6/7	京都市上京区役人町260-501	会社員		
20	鈴木敬三	1,000	R4/7/6	京都市上京区役人町260-501	会社員		
21	鈴木敬三	1,000	R4/8/5	京都市上京区役人町260-501	会社員		
22	鈴木敬三	1,000	R4/9/7	京都市上京区役人町260-501	会社員		
23	鈴木敬三	1,000	R4/10/6	京都市上京区役人町260-501	会社員		
24	鈴木敬三	1,000	R4/11/8	京都市上京区役人町260-501	会社員		
25	鈴木敬三	1,000	R4/12/7	京都市上京区役人町260-501	会社員		
26	(小計)	12,000					
27	山崎雅俊	4,000	R4/1/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
28	山崎雅俊	4,000	R4/2/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
29	山崎雅俊	4,000	R4/3/9	流山市富士見台1-13-31	会社員		
30	山崎雅俊	4,000	R4/4/6	流山市富士見台1-13-31	会社員		
	この頁の小計	26,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
31	山崎雅俊	4,000	R4/5/12	流山市富士見台1-13-31	会社員		
32	山崎雅俊	4,000	R4/6/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
33	山崎雅俊	4,000	R4/7/6	流山市富士見台1-13-31	会社員		
34	山崎雅俊	4,000	R4/8/5	流山市富士見台1-13-31	会社員		
35	山崎雅俊	4,000	R4/9/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
36	山崎雅俊	4,000	R4/10/6	流山市富士見台1-13-31	会社員		
37	山崎雅俊	4,000	R4/11/8	流山市富士見台1-13-31	会社員		
38	山崎雅俊	4,000	R4/12/7	流山市富士見台1-13-31	会社員		
39	(小計)	48,000					
40	拝師徳彦	5,000	R4/1/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
41	拝師徳彦	5,000	R4/2/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
42	拝師徳彦	5,000	R4/3/9	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
43	拝師徳彦	5,000	R4/4/6	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
44	拝師徳彦	5,000	R4/5/12	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
45	拝師徳彦	5,000	R4/6/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
	この頁の小計	62,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
46	拝師徳彦	5,000	R4/7/6	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
47	拝師徳彦	5,000	R4/8/5	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
48	拝師徳彦	5,000	R4/9/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
49	拝師徳彦	5,000	R4/10/6	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
50	拝師徳彦	5,000	R4/11/8	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
51	拝師徳彦	5,000	R4/12/7	千葉市中央区中央4-8-8	弁護士		
52	(小計)	60,000					
53	高橋洋平	10,000	R4/1/7	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
54	高橋洋平	10,000	R4/2/7	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
55	高橋洋平	10,000	R4/3/9	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
56	高橋洋平	10,000	R4/4/6	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
57	高橋洋平	10,000	R4/5/12	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
58	高橋洋平	10,000	R4/6/7	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
59	高橋洋平	10,000	R4/7/6	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
60	高橋洋平	10,000	R4/8/5	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
	この頁の小計	110,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
61	高橋洋平	10,000	R4/9/7	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
62	高橋洋平	10,000	R4/10/6	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
63	高橋洋平	10,000	R4/11/8	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
64	高橋洋平	10,000	R4/12/7	川越市脇田本町7-8-501	歯科医師		
65	(小計)	120,000					
66	田中正彦	100,000	R4/3/7	東京都港区港南4-6-4 A4-3803	会社役員		
67	田中正彦	100,000	R4/4/19	東京都港区港南4-6-4 A4-3803	会社役員		
68	田中正彦	100,000	R4/8/26	東京都港区港南4-6-4 A4-3803	会社役員		
69	田中正彦	100,000	R4/11/9	東京都港区港南4-6-4 A4-3803	会社役員		
70	田中正彦	100,000	R4/11/18	東京都港区港南4-6-4 A4-3803	会社役員		
71	(小計)	500,000					
72							
	この頁の小計	540,000					
	その他の寄附	36,000					
	合計	788,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	53,152	0	
小 計	53,152	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	217,000	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	217,000	0	
合 計	270,152		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	53,152				
	合計	53,152				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	物品代	105,000	R4/6/9	(株) イズライフ	小豆郡土庄町上庄1956-1	
2	物品代	112,000	R4/11/28	(株) イズライフ	小豆郡土庄町上庄1956-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	217,000				
	その他の支出	0				
	合計	217,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 1月 11日

政治団体の名称 東京小川淳也後援会

会計責任者の氏名 本田 正美



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)


(印)

政治資金監査報告書

令和5年1月4日

東京小川淳也後援会
代表 宇都宮 崇人 殿

登録政治資金監査人

永村 幸 彦 

登録番号 第 334 号

研修修了年月日 平成21年1月29日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、東京小川淳也後援会の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、東京小川淳也後援会の主たる事務所においては、事務用設備が十分でない為、香川県高松市三名町 569-3 の事務所で行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書を徴し難かつた支出の明細書が保存されていなかった。

なお、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出

はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また振込明細書に係る支出明細書は存在しなかった。

3 業務制限

東京小川淳也後援会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、東京小川淳也後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上